

規制の事前評価書

政策の名称	無届伐採者に対する造林命令の創設	
担当部局	林野庁林政部企画課 (03-6744-2246、03-3593-6115)	
評価実施時期	平成23年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○規制の目的</p> <p>伐採後の適正な造林を確保することにより、水源としての機能や防災機能等の森林の有する公益的機能を十分に発揮させること。</p> <p>○規制の内容及び必要性</p> <p>現行の森林法では、伐採面積や伐採後の造林方法等を内容とした届出を事前に提出させる義務を課している。また、森林の有する公益的機能の発揮につながる施業を促すために作成する市町村森林整備計画に伐採者から提出された届出内容が適合しない場合には、市町村長は、伐採の届出を行った者に対して、届出内容の変更を命ずることができ、また、届出内容に従って施業を実施していない場合には届出内容を遵守するように命ずることができる。</p> <p>一方、無届で伐採が行われた場合には、その者（以下「無届伐採者」という。）に罰金を科すことは可能であるものの伐採後の造林を命ずる規定がなく、市町村長は造林するよう勧告することしかできないことから、最終的に再造林が行われぬまま放置され、森林の有する公益的機能が十分に発揮されない状況を改善することができず、かつ伐採に際し届出を行った者と行わなかった者との間で、不均衡が生じている。</p> <p>このため、上記のような制度上の不均衡を解消し、災害発生防止の観点等から十分な公益性が認められる場合に伐採後の造林を確保できるよう、無届伐採者に対して市町村長が伐採後の造林をすべき旨の命令を発せられることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	改正後の森林法第10条の9第4項
想定される代替案	現行法では、無届伐採者に対して森林の有する公益的機能の確保の観点から、市町村長は伐採の届出を行うように勧告することができる。よって、次の規制強化案としては、無届伐採者に対して届出伐採者と	

同様に市町村長が造林命令等を出せる案になるが、これは改正案と同じである。このため、代替案としては改正案より更に厳しい規制を課すものとする。

【代替案】災害発生のおそれ等がない場合も含め伐採された全ての地域に対して造林命令を発し得ることとする。

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>【造林を行うために必要な費用】現行法上、届出は義務であり、かつ届出をした上で伐採を行う者に対しては届出書に従った造林を命ぜられることとなっている。</p> <p>今回の改正は、無届伐採者に対して届出伐採者と同様の義務を課し、制度上の不均衡を解消するものであり、現行法を遵守する場合と比較して追加的な遵守費用は発生しない。</p>	<p>【造林を行うために必要な費用】造林行為は、災害発生のおそれがない地域までも造林する必要が生じるため、遵守費用は現行法及び改正案よりも増加する。</p> <p>(参考：造林に必要な標準的な費用の額は1ha当たり57万円(平成19年度林業経営統計調査：杉の場合))</p>
(行政費用)	<p>① 【造林を行わない者に対する命令に要する費用】現行法上も無届伐採者に対して、市町村長は造林の「勧告」を行うことは可能であり、今回の改正案により「命令」へと規制を強化するものであっても、「勧告」業務に代えて行うものであることから、市町村長の事務負担は現行法と同程度である。</p> <p>② 【実行されなかった造林命令に対する行政代執行に要する費用】法第10条の9第4項の造林命令を踏まえ市町村長が行政代執行する場合は、行政費用は現行法より増加する。</p>	<p>① 【造林を行わない者に対する命令に要する費用】同左</p> <p>② 【実行されなかった造林命令に対する行政代執行に要する費用】災害発生のおそれが無い箇所に対しても造林命令を発することから、市町村長が行政代執行を行う場合は、改正案以上に行政費用が増加する。</p>
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>伐採後の造林を確保することにより、土砂災害の発生防止や水源の確保等の公益的機能に係る便益の向上が図られる。</p> <p>特に、災害は一度発生すれば、人命、財産への直接的に被害を及ぼすことから、各市町村において災害発生のおそれがある地域について造林することは、便益として金銭価値化することは難しいものの、現行法において造林されない場合よりも便益の向上が図られる。</p>	<p>災害発生防止等の公益的機能を図るという規制の目的を達成するためには、災害発生のおそれがある場合に限定して命令すれば良く、それ以外の森林について造林命令を発した場合、改正案以上の追加的便益は大きくは見込めない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>①【改正案における費用と便益の関係を分析】行政代執行に必要な費用が現行法よりも増加するが、行政代執行を行う必要を生じる事態は極めて限定的であることから、大幅な増加とはならない。また、災害発生のおそれがある箇所を造林することにより災害防止という便益効果が発揮される。このため、極めて限定的な事態である行政代執行に係る費用を除けば、改正案では便益が費用を上回る。</p> <p>②【改正案と代替案を比較】代替案の遵守費用は改正案よりも増加するものの、改正案と比べて便益が大きく増加することは見込めないため、改正案より費用便益効果は低い。</p> <p>以上から、改正案が適切である。</p> <p>(参考) 災害発生防止の便益として、平成13年の日本学術会議答申によれば、森林の有する機能のうち、表面侵食防止、表層崩壊防止、洪水緩和機能を評価した額の和は43兆1,672億円とされている。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>「森林・林業基本政策検討委員会」においてとりまとめられた「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の中で、「無秩序な伐採や造林未済地の発生を防止するため、伐採後に適切な更新が行われない森林に対して、植栽の命令が発せられる仕組み等を導入する」こととされた。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>森林法の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	
<p>備考</p>		